

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 ○○○○ほか123名


被告 西東京市

準備書面(10)

平成18年11月27日


東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

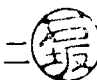
被告指定代理人

鈴木 秀 雄 

川島 喜 弘 

宮崎 雅 子 

岩見 靖 一 

石坂 浩 二 

大田 隆 昭 

大 川 強 代

管 野 照 光 代

岡 村 保 彦 代

早 川 礼 成 代

原告らは、原告らの平成18年9月29日付け準備書面(12)（以下「原告準備書面(12)」という。）第1（2及び3ページ）において、被告の平成18年10月2日付け準備書面（9）（以下被告準備書面（9）という。）に対する反論するが、西東京市長の行為が国家賠償法1条1項の適用上何ら違法と評価されないものであることは、これまでに提出した被告の準備書面において詳述したとおりであり、原告らの反論には理由がない。

そこで、被告は、本準備書面においては、原告準備書面(12)第2の求釈明に対し、必要と認める限度で釈明することとする。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 求釈明第2の1について

原告らが、住基カードの発行枚数が1597枚にすぎず、かつ住基カードの発行枚数は減少傾向にあるなどと主張したため、原告らの主張する数字が不正確であるとの観点から、これを指摘した。

第2 求釈明第2の2について

西東京市情報セキュリティ対策会議（以下「対策会議」という。）は、西東京市の情報セキュリティの推進を行うため、西東京市情報化推進本部設置要綱第9の規定に基づき設置される会議である（乙第27号証第1「趣旨」参照）。同会議の所掌事項は、①西東京市情報セキュリティポリシー（乙第9号証の1。以下「セキュリティポリシー」という。）の周知及び遵守状況の確認、②セキュリティポリシーの評価及び見直し、③実施手順の作成、改善及び承認、④情報セキュリティ教育及び訓練等の実施、⑤情報セキュリティ監査の実施及び西東京市情報化推進本部への報告、⑥セキュリティポリシー違反の調査及び再発防止策、⑦情報セキュリティに関する事件及び事故発生時の状況の確認・緊急措置等、⑧その他情報セキュリティ対策の推進に関することである（乙第27

号証第2「所掌事項」参照)。

ところで、西東京市情報公開条例7条では、実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務業務の公正かつ適正な実施又は運営に著しい支障が生ずると認められるものについては、開示の対象とされていない。そして、対策会議の所掌事項に照らせば、会議の内容を明らかにすることにより、実施手順の内容、事故及び情報資産に対する具体的な脅威及び対策等が公表されることになり、保護すべき情報資産そのものに侵害等の脅威を与えるおそれがある。

したがって、このような情報を開示することによって、対策会議の事務業務の公正かつ適正な実施又は運営に著しい支障が生ずることは明らかであるから、対策会議の所掌事項を超えて、内容については具体的に明らかにすることはできない。

第3 求釈明第2の3について

被告においては、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施しており(乙第9号証の1、第3章第9節1)、この結果、対策基準に問題があればセキュリティ対策の評価や見直しを実施することになる。

そして、この監査の具体的内容が明らかにされると、実施手順の内容、事故及び情報資産に対する具体的な脅威及び対策等が公表されることになり、保護すべき情報資産そのものに侵害等の脅威を与えるおそれがある。

したがって、内部監査の内容を開示することによって、監査実施機関の事業業務の公正かつ適正な実施又は運営に著しい支障が生ずることは明らかであるから、内部監査の内容を具体的に明らかにすることはできない。